

みんなで守ろう こどもの安全

「いづとも110番の家」

93箇所

近頃、小中学校の子ども達が犯罪に巻き込まれるケースが増加し、憂慮しなければならない状況です。

幸いにして、町内では凶悪な犯罪は発生していないものの、メディアから得た情報で子ども達や保護者の方々も不安に感じているのではないのでしょうか。

そこで、子ども達の安全のため、八日市場警察署など関係機関の協力により、平成11年度に50ヶ所設置した「いづとも110番の家」を43箇所増やし93箇所としました。

不審な人に追いかけられた等、急を要する事態には、近くの一般家庭に駆け込むこともありますので、地域の皆さんも、子ども達の安全を常に心がけ、ご協力くださるようお願いいたします。



この黄色いステッカーが目印

不法投棄注意

土地所有者は対策を！



撤去作業には多大な経費がかかります

人気のない場所に産業廃棄物を積んだダンブでやってきて、不法投棄をして逃走するという、いわゆる「棄て逃げ」が町内だけでなく海辺地区内の市町で増加しています。

この状況は、今まで不法投棄が集中していた常習現場での監視が厳しくなったことから、監視のない場所を選んで行われるため、不法投棄が分散しているものと考えられます。

現時点では、町内で発生した産業廃棄物の不法投棄は、原因者が判明したので、その原因者によってすべて片付けられました。

しかし、最終的に原因者が判

らない不法投棄は、その土地所有者が適正に処理しなければなりません。処理には多額の費用がかかるため、土地所有者は多大な経済的被害を受けることになります。

不法投棄を未然に防ぐため、所有者はダンブなどの車両が入れないよう柵や車止めを設置する等の対策をしましょう。

また、所有地が産業廃棄物の捨て場とならないよう定期的に見回しましょう。

※許可を受けていない土地を産業廃棄物保管等のために貸すことも禁じられています。

問合せ 住民課環境係

☎841211 内線1221

埋立てをされる方へ

500㎡以上の土地の埋め立て等をする場合は、許可が必要です。

許可を受けずに埋立て等を行った場合は、処罰されますので注意してください。

問合せ 住民課環境係 ☎841221